

2020.4.1

中島村総合福祉センター 『ふれあいの郷』使用料

()内は村外者使用 単位:円

施設名	区分	使用時間	使用料	備考	使用者の範囲
地域福祉センター	集会室	午前9時～正午	500 (700)	1、冷暖房使用料は1部屋500円増しになります。 2、専用で使用する場合は2部屋まで使用できます。 3、温泉は別途使用料徴収。	村内に居住する者及び村長が管理運営上支障がないと認めるときは、村外者に使用させることができる。
		午後1時～4時	500 (700)		
		午前9時～午後4時	800 (1,000)		
	第1教養 娯楽室	午前9時～正午	500 (700)		
		午後1時～4時	500 (700)		
		午前9時～午後4時	800 (1,000)		
	第2教養 娯楽室	午前9時～正午	500 (700)		
		午後1時～4時	500 (700)		
		午前9時～午後4時	800 (1,000)		
一般浴室	一般 (中学生以上)	午前9時～午後9時	400	1、一般回数券4,000円 (12枚綴) 2、子供回数券3,000円 (12枚綴) 3、村長が認めるときは、時間を変更することができる。	同上
	子供 (小学生以下)	同上	300		
	幼児 (6歳未満)	同上	無料		
ふれあいの家	集会室	午前9時～午後4時	無料	1、1泊素泊り料金 (入浴料込) 2、チェックイン午後3時から、チェックアウト午前10時まで。	同上
	和室	同上	同上		同上
	足湯	同上	同上		同上
	宿泊室	午後3時～午前10時	一人につき 1,600 (1,800)		村内に居住するお おむね65歳以上の高 齢者で自立者又は軽 度な補助で自立でき るもの。(補助者を含 む)ただし、村長が管 理運営上支障がない と認めるときは、村外 の高齢者(おむね 65歳以上)に使用さ せることができる。

休館日

- 地域福祉センター／毎週月曜日
(月曜日が祝日並びに振替休日に当たる場合及び年末年始(1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで)を除く。)
- ふれあいの家／毎週月曜日(月曜日が祝日並びに振替休日に当たる場合は、その翌々日)
年末年始(1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで)